

グローバル経済下における公平課 税の構築と金融所得一体課税

2010年6月18日

金融税制研究会

諸富徹(京都大学大学院経済学研究科)

グローバル化と租税構造の変容

- グローバル化が引き起こす課税の公平性の喪失
 - 1)「租税競争」による税込低下
 - 2)移動性の高いものに軽課、移動性の低いものに重課が行われることによる「水平的公平性」の喪失
 - 3)所得税のフラット化による「垂直的公平性」の喪失
- グローバル化は税制に公平性原則の一方的な放棄ではなく、その再構築を促している。つまり、グローバル化に対応可能な公平課税の再構築が必要。

「公平な税制」とは何か

- 「包括的所得税を中心とする租税体系」モデル
 - 包括的所得税＋(配当課税について調整を前提とした補完的な)法人税＋(キャピタルゲイン課税の手段としての)資産課税
- 「支出税を中心とする租税体系」モデル
 - 支出税＋「キャッシュ・フロー法人税」＋(補完的な)相続税や譲与税

経済のグローバル化と「租税体系モデル」からの乖離

- どちらのモデルも、純粹な形では実現していない。
- 1970年代以降、包括的所得税の問題点の存在が在化。理論的には支出税支持が増加するが、徴税上の困難や移行に伴う問題のため、支出税の導入は現実には行われていない。
- 実際には、アメリカの貯蓄支援税制のように、事実上の「なし崩しの支出税化」か？
 - 1)年金基金などへの拠出に際し、貯蓄に充てられる所得部分を非課税とし、その貯蓄から得られた収益についても非課税とするスキーム
 - 2)このスキームが全ての資本所得に適用されれば、労働所得だけが課税され、課税ベースが支出税に等しくなる。
 - 3)表面的には所得税だが、こうして事実上支出税化が進行
 - 4)「包括的所得税を中心とする租税体系」モデルからみればその崩壊過程だが、「支出税を中心とする租税体系」モデルからみれば逆に、現実が徐々にモデルに接近

経済のグローバル化と新しい所得税類型

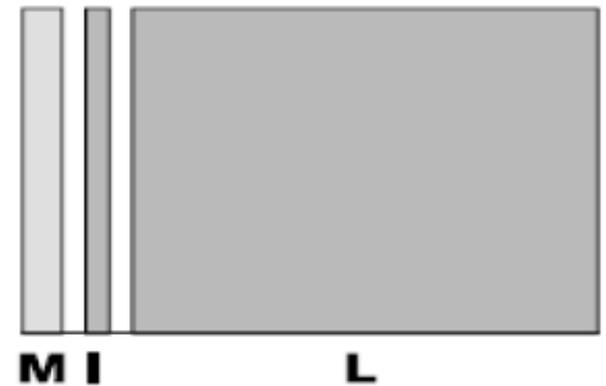
- 「二元的所得税」、「差別的資本所得課税」、そして「フラット税」という3つ新しい所得税類型の生成
 - ⇒OECD “Fundamental Reform of Personal Income Tax”は、所得税類型を、「包括的所得税」、「二元的所得税」、「準二元的所得税」、「フラット税」、「支出税」に5分類(「準二元的所得税」が、ほぼ上述の「差別的資本所得課税」に相当)。
- これらはいずれも、資本所得を労働所得と区別した上で軽課。グローバル化にともなう資本の国際的な移動に対応。
- もっとも、支出税移行とは異なる。資本所得に対しても低率とはいえ課税。
- 支出税への移行過程か、あるいは、包括的所得税とは異なる形で公平税制を実現するための「修正版包括的所得税」への途か？

グローバル化に対応した所得税改革の 3つの異なるタイプ

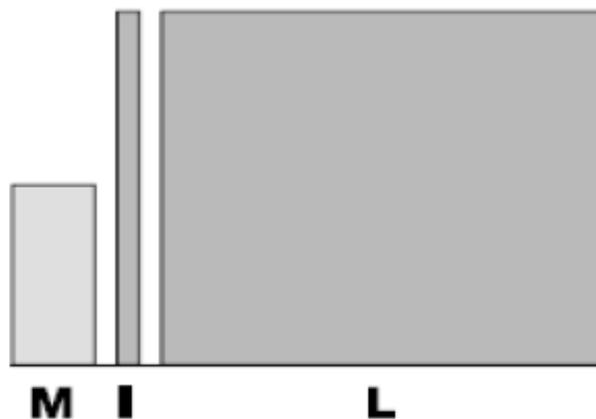
(b)フラット税



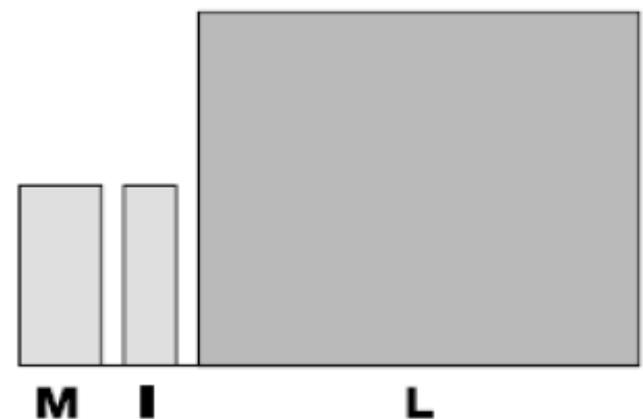
(a)包括的所得税



(c)差別的資本所得課税



(d)二元的所得税



二元的所得税の評価

- 包括的所得税⇒支出税？
 - グローバル化に対応した所得税再構築の試みとして評価する必要
- オランダのボックス課税
 - 租税回避行動の遮断のため。それまでキャピタルゲイン課税が存在しなかったため、配当所得をキャピタルゲイン化することによる租税回避が横行。しかしキャピタルゲイン税そのものの導入は難しいために、資産保有課税の形態をとった(Box3)。
- スウェーデンやデンマークの二元的所得税
 - 住宅ローンの支払利子控除の濫用に基づく、税収ロスや再分配機能の低下に対し、労働所得と資本所得の裁定を遮断し、税収増と高額所得者に対する課税強化を達成。同時に、グローバル化による資本の国際的移動の増大に対応

グローバル化と日本の税制改革への示唆～ドイツを教訓として

- 1)ドイツは過去ほぼ10年間にわたって税制の再構築を行い、「低税率と広い課税ベースの組み合わせ」へ移行した点で、日本に示唆するところが大きい
- 2)シュレーダー政権下で法人税率の劇的な引き下げと、個人所得税の最高限界税率および最低限界税率の段階的に引き下げ、課税ベースの拡大を実施。
- 3)2005年に成立したメルケル大連立政権の下で、2007年に付加価値税の標準税率を16%から19%へと引き上げ。所得税の最高税率を42%から45%に引き上げ。

	1999	2000	2001	2003	2005	2007	2008
法人税率	40	40	25	25	25	25	15
所得税 最低限界税率	23.9	22.9	19.9	17	15	15	15
所得税 最高限界税率	53	51	48.5	47	42	45	45

グローバル化と日本の税制改革への示唆～ドイツを教訓として(続)

- 4)2008年に、ドイツの法人税制(国税[連邦税・州税]の「法人税」と市町村税の「営業税」からなっている)の大改革を再び実施。法人税率が25%から15%へとさらに引き下げ、営業税の課税指数を5%から3.5%に引き下げ。結果として、国・地方を合わせた法人実効税率は約39%から30%以下へ低下。
- 5)他方で課税ベースの拡大が図られ、法人税における営業税額損金算入の否認、国内課税基礎の強化、定率償却制度の廃止、移転価格税制の強化、支払利子費用の損金算入制限等の措置が導入。
- 6)短期的にはともかく長期的には法人税収の増加を見込む。「税率の引き下げ」+「課税ベースの拡大」という形で、法人税改革は税収中立的に行われたことに留意。

ドイツにおける「投資所得一元課税制度」の導入(2009年1月1日)

- 1) 利子、配当および株式等の譲渡益を全て税率25%の源泉分離で課税。それまでは、金融所得のうち利子および配当(ただし半額のみ)を、労働所得と合算して累進課税を行う総合課税だったが、この税制改革で分離課税に転じた。
- 2) 株式等の譲渡益についてはそれまで原則非課税だったが、投資所得一元課税制度の導入で利子、配当とともに税率25%での分離課税の対象となった。これら3種の投資所得は相互に損益通算が認められるが、総合課税を選択しない限り労働所得などそれ以外の所得とは損益通算できない。
- 3) この改革は、投資家の選択に対して税制の中立性を高めるという意味で資源配分の効率性に資すると同時に、これまで課税されてこなかった有価証券の譲渡益に課税がなされることで課税ベースを広げ、水平的公平性を高めることになる。

グローバル化に対応した日本の税制改革はどうあるべきか

- 累進所得税のフラット化の進行に対して、課税ベース拡大の試みは不十分だった。結果として、所得税の財源調達能力は他の先進国に比較して著しく低下、水平的・垂直的公平性とも掘り崩されてきた。
- 日本の所得税再建の課題は、課税ベースの拡大をどのようにして図るかにかかっている。人的控除だけでなく、給与所得控除、そして金融所得や土地・建物の譲渡所得に対する分離課税の適用が、大きな問題。

金融所得課税の分配的側面に注意を払う必要性

表4 2001年から2003年までの減税におけるキャピタル・ゲインおよび配当所得課税軽減の所得階層別影響(単位ドル)
2001年から03年までの減税による効果の1人当たり平均

調整後総所得	納税者数構成	キャピタル・ゲインおよび 配当所得課税以外の減税効果	キャピタル・ゲインおよび 配当所得への減税効果	合計	キャピタル・ゲインおよび 配当所得への減税効果 による減税効果の増加割合	キャピタル・ゲインおよび 配当所得減税による 減税効果の所得階層別割合
5万ドル以下	70.6%	425	10	435	2%	5.3%
5万ドル以上10万ドル以下	20.6%	1,588	68	1,656	4%	10.4%
10万ドル以上20万ドル以下	6.8%	3,357	268	3,625	8%	13.5%
20万ドル以上50万ドル以下	1.5%	5,599	1,489	7,088	27%	16.9%
50万ドル以上100万ドル未満	0.3%	16,988	5,491	22,479	32%	11.1%
100万ドル以上1千万ドル未満	0.1%	59,216	25,450	84,666	43%	25.4%
1千万ドル以上	0.0%	521,905	497,463	1,019,369	95%	17.3%
平均	100%	1,093	135	1,228	12%	100%

出所)McIntyre(2006, p.2)より。

金融所得一体課税について

- 北欧で評価の高い「二元的所得税」や、「金融所得一体課税」は、日本文脈にそのまま適用することには注意が必要。
 - 1) 北欧と違って、日本では住宅ローン減税は所得要件と控除額上限が厳格であり、高額所得者の裁定行為に利用できない。したがって北欧のように、二元的所得税導入による課税ベースを拡大する効果は生まれない。
 - 2) そもそも日本では資本所得を労働所得から改めて分離するまでもなく既に多くが源泉で低率分離課税されてきた。さまざまな控除措置と並んでこの分離課税が、所得2,500万円以上では、所得が増加するほど実効税率が下がるという問題を生み出す原因となっている。
 - 3) 今後、損益通算の許容によって二元的所得税化を図るのであれば、資本所得への適用税率を法人税率30%に揃える必要がある(あるいは法人利潤と配当所得を合わせた実効税率に資本所得税率を揃える必要がある)。そうしなければ税制の投資に対する中立性が保てない。

金融所得一体課税について(続)

- 4)しかし、現行の資本所得への適用税率(本則)は基本的に国地方あわせて20%、さらに現在は不況対策のために優遇税率10%が適用。欧州の資本所得税率と比べても著しく低い水準。
- 5)二元的所得税の導入は、勤労所得と資本所得の間での裁定行為を通じて、新たな租税回避行動を生み出す可能性にも留意する必要。
- 6)二元的所得税の導入は、欧州ではそれが課税ベース拡大を通じた公平性と税収の回復を意味したのに対して、日本では損益通算の拡大による課税ベース縮小と低率分離課税を通じた資本所得の政策的優遇を意味する点で大きな違いがあるのではないか。
- 7)損益通算の拡大を図るのであれば、同時に20%への本則税率の適用を行うと同時に、中期的に法人税率の引き下げを見通しつつ、法人税率と資本所得税率を均等化させる方向性を打ち出すことが必要。
- 8)10%税率については、果たしてそれで目指すべき政策効果が達成されたのか、定量的な検証が必要ではないか。